

無災害記録樹立

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

労使が協力して労働災害の予防に努め、無災害記録を樹立した下記事業場に対し、無災害記録証授与内規（昭和27年10月18日付労働省基発第732号の2）に基づき、無災害記録証を授与しました。

記

1	事業場名	日本精工株式会社 石部工場
2	事業の種類	玉軸受・ころ軸受製造業
3	記録の種類	第5種無災害記録 1570万時間
4	無災害期間	平成19年 1月18日 起算 平成29年 4月 7日 樹立



日本精工株式会社石部工場の安全衛生活動（一例）

- 生産設備の新規導入時、既存設備の改造時には、労働災害を未然に防止するため、リスクアセスメントを実施する。
- 安全に主眼を置き、生産設備、環境、共用スペースの管理状況を確認することにより、リスクの低減を図る。
- はさまれ・巻き込まれ、重量物落下等、製造業で多発する労働災害に対する危険体感教育を実施し、労働災害の恐ろしさを認識させ、労働者の安全意識の向上を図る。
- 危険作業DVDを作成し、映像を活用した安全教育を行い、危険だと思われた作業、労働災害を防止するためにどうすれば良いか等について、危険予知トレーニングを行うことで、労働者の安全意識の向上を図る。
- 設備面から安全対策を進めるため、外部機関での専門講習を活用し、設備の安全対策を展開できる人材を増やし、リスク低減活動の強化を図る。
- 工場敷地内で工事を行う外来工事業者に対して、安全衛生教育を実施し、工事関係者の労働災害防止を図る。